舞鶴都市計画地区計画の決定 旧神崎小学校地区

計 画 書

(舞鶴市決定)

平成 30 年 4 月 舞 鶴 市

舞鶴都市計画地区計画の決定 (舞鶴市決定)

都市計画旧神崎小学校地区地区計画を次のように決定する。

名称		旧神崎小学校地区地区計画
位置		舞鶴市字西神崎及び字東神崎の一部
面積		約 0. 7ha
区域の整備・開発及び保全の方	地区計画の目標 土地利用の方針 建築物等の 整備の方針	本地区は舞鶴市北西部、由良川の右岸河口にあり、北は若狭湾に面する神崎地区(市街化調整区域)に立地する小学校跡地であり、地域と行政が協働し既存施設の利活用に取り組む。 本地区において地区計画を策定することにより、市街化調整区域の考え方の範囲内で、地域の活性化や雇用の創出、福祉の向上、産業の振興等に寄与する施設の誘導を図るものとする。 本地区は既存施設の利活用を前提に、新たな社会経済活動の拠点としての土地利用を基本とする。 1. 既存施設の利活用を前提とするため、用途の変更、小規模な増築、改築を基本とする。 2. 周辺環境との調和がとれた既存施設の利活用を図るため、「建築物の用途の制限」、「建築物の容積率の最高限度」、「建築物の建蔽率の最高限度」、「建築物の壁面の位置の制限」、「建築物の高さの最高限度」及び「建築物の形態又は色彩その他意匠の制限」を定める。
針 地区整備計画	建築物に関する事項の限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む)、図書館その他これらに類するもの (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (4) 助産所又は診療所 (5) 体育館又はスポーツの練習場(ボーリング場、スケート場、スキー場又はゴルフ練習場を除く) (6) ホテル又は旅館 (7) 食堂、喫茶店又は飲食店 (8) 日常生活に必要な物品販売店 (9) 前項に当てはまらない店舗及びサービス業を営む施設で次のいずれかに当てはまるもの ア 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの イ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 ウ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車屋、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗

(区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり)

【理由】

本都市計画は、市街化調整区域に立地する小学校跡地において、既存施設を利活用した地区計画を定めることにより、市街化調整区域の考え方の範囲内で、地域の活性化に寄与する施設の誘導を図ろうとするものである。

総括図



